■ 市 民 活 動 ■

総　合　窓　口

住民票等の各種証明の交付事務、戸籍の届出及び住民異動受付事務並びに住民異動に伴う手続時間の短縮及び住民サービスの向上を目指して、各種届出の受付、申請書の作成・案内を行っている。

平成23年7月からは､職員の異動等に影響されない安定したサービスを提供するため、業務の一部を委託している。

１．主な業務委託内容

（１）　届出受付関係

① 出生、婚姻、死亡届等の戸籍事務

② 転入、転出、転居等の住民異動事務

③ 旅券受付・交付事務

（２）　証明書交付関係（住民票、戸籍証明は郵送での交付事務を含む）

① 住民票の写し

② 印鑑登録証明書

③ 戸籍全部事項証明書・個人事項証明書

④ 所得証明書、市・府民税（非）課税証明書

⑤ 納税証明書、軽自動車納税証明書

（３）住民異動に関連する手続関係

① 指定ごみ袋の配布

② 水道閉開栓

③ 印鑑登録

④ 国民健康保険

⑤ 児童手当

⑥ 介護保険

⑦ 各種医療

⑧ 学務（転入退学）

（４）その他

マイナ保険証連携支援・マイナンバーカード電子証明書更新業務

（５）販売物

燃えないごみ用袋(10リットル、20リットル、30リットル)

２．コンビニ交付

平成 29 年 2 月 9 日より、全国のコンビニエンスストア及び伏尾台コミュニティプラザのキオスク端末で、利用者証明用電子証明書付きのマイナンバー（個人番号）カードを使用して各種証明書（戸籍謄抄本・戸籍附票の写し・住民票の写し・印鑑登録証明書）を取得できるサービスを開始した。また、令和 6 年 11 月 1 日より、手数料を窓口と比べて 100 円減額し交付している。

年度別証明書発行件数　　※（）は内伏尾台コミュニティプラザ数

種　　別	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
戸籍謄本及び抄本	2,961 件　（18 件）	2,424 件（9 件）	2,352 件（12 件）
戸籍附票の写し	255 件　（1 件）	201 件（0 件）	258 件　（0 件）
住民票の写し	11,963 件　（67 件）	13,207 件（48 件）	16,136 件（41 件）
印鑑登録証明書	8,550 件　（99 件）	9,039 件（65 件）	11,360 件　（63 件）
合　　計	23,729 件（185 件）	24,871 件（122 件）	30,106 件（116 件）

３．エンゼル祝金・祝品の支給

出生を祝福し、子育て家庭の暮らしをサポートする目的で、平成 9 年 4 月 1 日より第 3 子以上の新生児を出産された方にエンゼル祝金を支給していた。

平成 19 年 11 月から平成 21 年 3 月までは、大阪府出産育児応援事業が実施されたことに伴い、エンゼル祝金制度の見直しを行うと共に、1 人目・2 人目の出産に祝品を贈呈し、平成 21 年 4 月からは 2 人目を出産された方のみに祝品を贈呈していた。平成 24 年 3 月 31 日のエンゼル祝金条例の失効に伴い、平成 24 年 4 月からは 3 人目以上を出産された方にも祝品を贈呈し、平成 26 年 4 月からは対象を第 1 子以上に拡大し、株式会社池田泉州銀行の協力のもと、一律 1 万円の預金通帳（1 子につき）を祝品として贈呈している。また、平成 29 年 4 月 1 日より第 3 子以上を出生された方への祝品の預金通帳の額を 5 万円に拡大し、支給要件も 1 年以上居住を 6 ヶ月に緩和している。

併せて、平成 29 年 4 月 1 日からダイハツ工業株式会社の協力によりエンゼル車提供制度が、要件を第 4 子以上を第 3 子以上に及び 1 年以上居住を 6 ヶ月に緩和して、再開した。令和 7 年度は 48 名にエンゼル車資格証明書の交付を行った。

支給者数

種　　別	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
第 1 子（預金通帳）	232 人	202 人	178 人	188 人	202 人
第 2 子（預金通帳）	185 人	197 人	179 人	138 人	159 人

第3子（預金通帳）	79人	84人	70人	60人	86人
第4子以上（預金通帳）	16人	23人	21人	27人	16人
合　　計	512人	506人	448人	413人	463人

4．旅券の発給事務

平成25年6月より、日本国籍を有する池田市民及び池田市に住民登録はないが、単身赴任や通勤・通学などの理由で池田市に居所がある方を対象に旅券の申請及び交付を行っている。平成28年7月からは旅券発給事務の一部を委託開始している。

また、平成29年7月より、豊能町の旅券の受付・交付事務を受託している。

交付者数　　※（）は内豊能町数

種　　別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
10年 (20歳以上)	447人 (61人)	1,257人 (115人)	2,317人 (192人)	2,288人 (185人)	1,795人 (176人)
5年 (12歳以上)	81人 (10人)	291人 (38人)	856人 (86人)	990人 (86人)	764人 (58人)
5年 (12歳未満)	39人 (6人)	155人 (10人)	323人 (12人)	315人 (20人)	270人 (14人)
変更	13人 (0人)	32人 (2人)	74人 (2人)	51人 (1人)	41人 (1人)
増補	3人 (0人)	3人 (0人)	－	－	－
計	583人 (77人)	1,738人 (165人)	3,570人 (292人)	3,644人 (292人)	2,870人 (249人)

5．社会保障・税番号制度事務事業

マイナンバー（個人番号）カードはマイナンバーが記載された顔写真付のカードで、平成28年2月2日より交付を行っている。また、再交付には手数料1件800円（電子証明書搭載の場合は1,000円）、特急再発行の場合は、1件1,800円（電子証明書搭載の場合は2,000円）が必要である。

交付・再交付件数

種　別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付件数	16,406件	20,063件	11,953件	9,065件	16,458件
再交付件数	191件	323件	401件	582件	854件

葬　　祭

１．市営葬儀

市営葬儀は、厳粛かつ低廉な葬儀を目指し、指定管理者により運営を行っている。

（１）葬祭施設等の使用料

① 斎場・やすらぎ会館の使用料（令和８年４月１日現在）

		基本料金		摘要
		使用区分	金額	
斎場		告別式	15,200円 (2時間以内)	1時間までを増す毎に 7,600円
		通夜及び告別式	152,700円 (16時～翌正午)	1時間までを増す毎に 7,600円
やすらぎ会館	浄心の間 白露の間	通夜及び通夜以外	36,600円 (16時～翌16時)	1時間までを増す毎に 1,500円
	寺院控室		3,000円 (2時間以内)	1時間までを増す毎に 1,500円

② 市営葬儀の料金（令和８年４月１日現在）　　（単位：円）

		葬祭用具使用料	消耗品料	火葬料	計	霊柩車使用料 (10㎞まで)
仏式	1	27,500	49,500	10,000	87,000	12,000 (ワゴン型)
	2	40,700	49,500	10,000	100,200	
	3	111,000	49,500	10,000	170,500	
	4	176,200	49,500	10,000	235,700	
神式	5	27,500	38,500	10,000	76,000	
	6	61,100	38,500	10,000	109,600	
キリスト教式	7	27,500	35,200	10,000	72,700	

③ 葬祭場駐車場の使用料（令和８年４月１日現在）

区　　分		使　用　料	摘　　用
一般弔問者	午前８時～午後 10 時	300 円 (2 時間以内)	1 時間までを増す毎に 600 円
	午後 10 時～翌日午前８時	1,000 円	－
葬儀施設使用者（喪主関係）による専用利用		3,000 円	午後４時～翌日午後４時まで

（２）葬祭施設等の利用状況

① やすらぎ会館

年　度	利 用 件 数
令和３年度	401 件
令和４年度	440 件
令和５年度	469 件
令和６年度	496 件
令和７年度	482 件

②市営葬儀

年　度	市内死亡者火葬件数 （死産除く）	市 営 葬 儀 件 数 （死産・直葬除く）	市営葬儀執行(%)
令和３年度	879 人	292 件	33.2
令和４年度	972 人	362 件	37.2
令和５年度	1,005 人	397 件	39.5
令和６年度	1,026 人	417 件	40.6
令和７年度	933 人	424 件	45.4

２．火葬場

（１）施設の概要

所在地	池田市桃園２丁目２番５号
延床面積	283.64 ㎡
火葬炉	５基
汚物･死獣焼却炉	１基
使用燃料	白灯油

（２）火葬場使用状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
件数	1,169 件	1,287 件	1,403 件	1,372 件	1,221 件

空　　港

概要

大阪国際空港所在市（池田市・豊中市・伊丹市）のひとつとして、大阪国際空港周辺都市対策協議会(10 市協)と歩調を合わせ、本市議会「空港・交通問題調査特別委員会」を中心に、関係機関に対して安全･安心の確保や周辺環境対策の充実、国内長距離路線増便・近距離国際線復便等の利用者利便の向上、災害時における輸送拠点空港としての防災機能の強化などを要望している。

また、「大阪国際空港周辺地域活性化連絡会」（空港周辺 7 市、大阪航空局、大阪府、兵庫県で構成)の加盟市として、空港および周辺地域の活性化の実現に向け、各種事業に取り組んでいる。

一方、大阪国際空港を発着する航空機の騒音について、定期的に検証を行うとともに、これまで共同利用施設の建設、学校等の防音工事を施工しており、加えて、現在も引き続き民家防音工事で設置された空調機器の更新工事に対して住民負担の軽減をはかるための助成制度を実施している。（令和 7 年度補助実績：8 件）

航空業界を取り巻く環境は、インバウンドが好調で 2025 年の関西国際空港の外国人旅客数は約 2,173 万人と過去最高を記録し、大阪国際空港の旅客数は「2025 年大阪・関西万博」の開催等もあり、約 1,629 万人とコロナ禍前と同程度まで回復している。今後も、安全・安心の確保と環境対策を最優先とした上で、時代の要請に応え、地域と調和しつつ、関西 3 空港のポテンシャルを発揮し、関西全体の成長・発展につながるよう関係者とともに取組みを続けて行きたい。

（参考）大阪国際空港の現状

大阪国際空港の運営については、平成 24 年 7 月 1 日から新関西国際空港株式会社によって行われてきたが、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）や、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（経営統合法）等の枠組みを活用し、平成 28 年 4 月 1 日から、民間資本 100％の関西エアポート株式会社による運営が始まり、さらに平成 30 年 4 月から神戸空港も含め、同社による関西 3 空港一体運営が開始され、新たなステージに入った。

今後は、安全・環境対策に万全を期した上で、国が取組んでいる、観光先進国実現に向けた施策への貢献や、地域・時代の要請に応えるため、わが国有数の基幹空港として、大阪国際空港のポテンシャルをフルに活用し、利用者利便の向上を目指さなければならない。

イベント・シティプロモーション・観光

１．イベント関係

令和７年度実施状況

行　　事　　名	実　施　日	主　催　団　体
第 35 回花菖蒲まつり	6/14 は雨天のため中止 6/15	「親と子の集い」実行委員会
第 53 回池田市民カーニバル いけだ・いらっしゃい祭「石橋まつり　大盆踊り大会」	7/26・27	石橋まつり実行委員会
第 53 回池田市民カーニバル いけだ・いらっしゃい祭「いけだ・いらっしゃいフェスティバル 2025」	8/23	いけだ・いらっしゃいフェスティバル実行委員会
大一文字点灯・大文字献灯がんがら火祭り	8/24	大一文字･がんがら火保存会 大文字･がんがら火保存会

２．シティプロモーション

池田市シティプロモーション戦略を策定し、まちづくり人口の拡大を目的に地域への関与意欲を高める取組を行っている。

【実施状況】

・市内で活躍されている方に地域への思いを聞く「THE GOOD LIFE IKEDA インタビュー」を実施し、SNS、本市 HP 等に掲載した。

・暮らしの魅力を紹介するライフスタイルブック「THE GOOD LIFE IKEDA」を増刷した。

・ウォンバット課（自称）による SNS 発信をした。

３．観光振興

（１）いけだ回遊推進事業

受託事業者である「Ikeda　Role and Creation(株)」が「池田市観光案内所」と「大阪池田ゲストインフォメーション」を運営し、市内の回遊促進に向けた取組を行っている。

【実施状況】

観光案内所 令和7年度入場者数

開館日数	入館者数	1日当たり平均
306日	18,328人	60人

ゲストインフォメーション 令和7年度入場者数

開館日数	入館者数	1日当たり平均
306日	27,488人	90人

（2）観光促進事業

本市への観光客数増加を図るべく、観光協会等を主体として、観光大使の支援、市内外のイベントでのPR、ウォンバットのPR、いけだ観光回遊ツアーの実施、デジタルマーケティング事業、池田市観光協会ホームページの管理運営等を行っている。

観光客数（市内の主な観光施設）　（単位：人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
五月山動物園	314,639	68,162	0
都市緑化植物園	79,888	79,891	79,045
池田城跡公園	170,345	172,532	155,564
落語みゅーじあむ	17,394	16,678	18,895
逸翁美術館	23,819	17,381	21,343
小林一三記念館	21,348	17,512	17,208
池田文庫	1,853	1,446	1,654
ダイハツ　ヒューモビリティワールド	10,745	14,023	12,633
カップヌードルミュージアム大阪池田	690,000	758,000	649,000
久安寺	32,660	33,971	27,283
計	1,362,691	1,179,596	982,625

ふくまるくんＸアカウント　フォロワー数

	令和５年度末	令和６年度末	令和７年度末
フォロワー数	3,155 人	3,610 人	3,421 人

（３）広域観光推進事業

阪急電鉄と共催で、阪急沿線の地域の魅力を発信するイベント「観光あるき」を開催している。

商　工　振　興

１．商工振興対策

（１）商工業や中心市街地の活性化

商業の振興・活性化を図るため、各種商業団体等が実施する事業やイベントに対して補助金を交付していく。また、商店街等を支援することで、中心市街地の活性化を推進していく。

（２）創業支援

ビジネスコンテストである事始め奨励大賞開催による創業意欲の促進や、池田商工会議所及び金融機関と連携した創業者への支援に努める。

（３）中小企業融資

中小企業の経営の安定を図るため、大阪府の融資制度を活用し市内各金融機関と連携した、運転･設備資金が必要な事業者に向けた、「池田市中小企業融資制度」を積極的に周知していく。

（４）池田ブランド

池田ならではの商品、池田らしい商品を開発・販売する事業者を応援するため、優れた地域産品を、商品の付加価値を高めるため「池田ブランド認定品」とし、広く周知していく。

消　費　者　行　政

１．消費者相談・苦情受付

池田市立消費生活センター（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く平日、午前9時30分～午後4時）において消費生活コンサルタントが市民の相談に応じ、苦情あっせんの処理を行う。

相談件数

令和5年度	令和6年度	令和7年度
987件	964件	1,090件

２．消費者啓発事業

各種団体等の要請に応じて、消費生活コンサルタントを講師として派遣したセミナーを開催するほか、市内各種イベントでの啓発、市広報誌への掲載等、さまざまな手法を用いて、消費者トラブル防止に関する啓発を実施する。

労　働　福　祉　行　政

１．地域就労支援事業

働く意欲がありながら、さまざまな就労阻害要因のために就労できない方に対して、雇用・就労支援を行う。

相談件数

令和5年度	令和6年度	令和7年度
39件	42件	32件

２．池田市勤労者互助会

市内中小事業所で働く従業員と事業主のための福祉共済制度を提供する池田市勤労者互助会に補助金を交付することで、市内事業所における福祉の向上と雇用の安定を図る。

会員状況（令和8年3月31日時点）	事業所数	会員数
	70事業所	623会員

みんなでつくるまちの寄付事業

１．概要

寄附を通じたまちづくりへの参画推進や自主財源確保を目的とした「池田市みんなでつくるまちの寄付条例」に基づき、寄附金を募っていくほか、対象者には返礼品を贈呈する。

２．寄付状況

令和7年度中の寄付は下表の通り。集まった寄附金は各基金へ積み立てていくほか、当該年度の事業に活用していく。

寄付指定事業	件数	金額(円)
消防の充実に関する事業	84	31,906,500
地域コミュニティの推進に関する事業	30	998,000
商工、農林及び園芸の振興に関する事業	72	1,460,200
観光の振興に関する事業	167	3,507,900
	27	143,121
郷土の歴史・文化・遺産を守り伝える事業	198	5,521,000
ウォンバットと五月山の未来を守るため	1,239	28,802,838
大型遊具設置事業	82	2,796,000
「いけだピアまる」センターを未来へつなぐ保全修繕プロジェクト	890	27,958,800
寄付金に係る事業を指定しない	1,119	29,776,770
まち・ひと・しごと創生事業（企業版ふるさと納税）	1	700,000
	11	6,742,526
市民安全の充実に関する事業	325	7,216,448
公益活動の促進に関する事業	21	440,500
文化の振興に関する事業	66	2,040,000
環境の保全及び改善に関する事業（環境関係）	125	2,934,529
環境の保全及び改善に関する事業（緑化関係）	34	4,152,890
保健福祉の充実に関する事業	120	2,697,500
高齢者健康維持・増進事業	139	3,875,300
子育て支援の充実に関する事業	1,185	28,519,200
公共施設の充実に関する事業	67	4,923,500
教育の充実に関する事業	253	5,601,537
不登校児童生徒のための学校支援体制拡充事業	304	6,736,400
中学生の部活動の地域移行	1,272	29,246,900
くれは音楽堂の耐震補強・設備更新のため	30	1,151,000
スポーツの振興に関する事業	117	2,967,049
市立池田病院による地域医療提供体制の充実・強化のため	198	6,899,400
がんがら火祭りの継続的な開催のため	43	1,239,000
ひきこもり支援事業のため	149	3,431,800
官民連携による未来のまちづくり事業	37	1,345,000
計	8,405	255,731,608

ダ イ バ ー シ テ ィ 共 創

１．人権施策の推進

平成 9 年 7 月施行の「人権を大切にするまちづくりの推進に関する条例」、平成 19 年 3 月策定の「池田市人権行政基本方針」、さらに平成 26 年 12 月に制定した「池田市いじめ問題調査委員会条例」に基づき、あらゆる差別の解消をめざし、市民一人ひとりが人権問題の正しい理解と認識を深め、差別のない明るい社会の実現のため、人権行政を総合的に推進している。

２．人権啓発活動

市民啓発については、様々な課題をテーマに人権リーダー養成講座を開催し、差別のない明るい地域社会の実現と人権尊重の精神を広め、人権意識の向上と理解に努めている。

また、市民団体、労働団体、官公庁などで構成する「池田市人権擁護推進協議会（昭和 52 年 12 月結成)」を中心に、人権週間の街頭啓発や、ヒューマンライツ・シネマ(人権映画会)、市内在住の 3・4・5 歳児、小・中学生の応募作品から選考したポスターや小学生による人権標語を掲載した人権カレンダーを作成し、市立学校園・公共施設に配置するなど、各団体と連携して啓発活動を実施、市民ぐるみで人権尊重の意識高揚を図っている。

３．人権擁護活動

人権侵害に対し、迅速かつ適切な人権保護・救済が受けられるよう、人権相談窓口を開設している（市役所、人権文化交流センター)。また、法務大臣から委嘱を受けた 11 名の人権擁護委員による電話相談のほか、「人権擁護委員の日」には特設人権相談などを実施して、人権擁護と人権思想の普及高揚に努めている。

４．男女共同参画施策の推進

男女共同参画社会の実現のため、池田市男女共同参画推進条例、第３次池田市男女共同参画推進計画（いけだパートナーシップ 21）に基づき、全庁的に男女共同参画施策の推進に努めている。

①男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況についての報告書を発行する。

②市が実施する男女共同参画推進施策等への苦情・意見及び男女共同参画の推進を阻害する人権侵害について、第三者的な立場の苦情処理委員が公正に調査し、必要に応じて市長が助言、是正の要望等を行う苦情処理制度を実施している。

③緊急に生命または心身に危害を受けるおそれのある DV 被害者等の生命の安全と福祉の向上を図るため、緊急一時保護・避難支援制度を実施している。

５．男女共同参画啓発事業

ポスターの展示や啓発誌の発行など、男女共同参画社会づくりへの気運の向上を図っている。

＜令和７年度実施内容＞

① 「男女共同参画週間」及び「女性に対する暴力をなくす運動」時にポスターの展示及びリーフレット等の配架

② 啓発パンフレットを作成

③ IWN チャレンジ計画選考審査で選ばれた２名に対し、支援金を交付

６．ダイバーシティセンター

ダイバーシティ社会（国籍、文化的背景、性別、性的指向、性自認、年齢、障がいの有無等にかかわらず、一人ひとりが持つ多様な違いを互いに尊重し、認め合い、全ての者が対等な構成員として共に安心して暮らすことのできる地域社会）の形成に資することを目的として、2022（令和 4）年 4 月、ツナガリエ石橋 5 階に設置。センターでは、女性相談、外国人相談のほか、ダイバーシティ社会の推進をめざして、男女共同参画・多文化共生分野の啓発事業を実施。また、会議室等の貸し出し、ツナガリエ石橋の施設管理を行っている。

階	名称	定員	午前 9時～正午	午後 13時～17時	夜間 18時～20時
5階	会議室1	8人	360円	480円	240円
	会議室2	8人	360円	480円	240円
	会議室1・2	16人	720円	960円	480円
	会議室3	10人	600円	840円	360円
	多目的スペース	50人	3,000円	3,960円	2,040円
2階	会議室4	6人	240円	360円	120円

令和8年8月料金改正

7．人権文化交流センター

人権文化交流センターは、あらゆる人権問題の解消のため、各種講習・講座を実施するとともに、人権関係の情報誌等による情報提供を行い、人権啓発の学習及び交流の場として、地域住民に親しまれる運営に努めている。

市民相談を通し、生活上のさまざまな課題や住民のニーズに対応した地域住民への自立支援を図っている。

また、老人福祉センターの機能を活かし、健康相談・浴室開放等を実施し、老人福祉の向上にも努めている。

災害時における避難場所の役目を担っている。

市民相談	毎週	月曜日～金曜日	午前9時～午後5時
健康相談	医師	毎月の第2水曜日	午後2時～午後3時
浴室開放	毎週	月・水・金曜日	午後2時～午後4時
講習・講座	適時	料理教室、お誘い講座、健康体操、脳トレ体操、クチトレ等	

8．国際交流事業

昭和40年（1965年）にオーストラリアローンセストン市と姉妹都市提携を、また昭和56年（1981年）には中国蘇州市と友好都市提携を結び、行政レベル、市民レベルの交流を続けている。

9．文化振興奨励事業

市民の文化・スポーツ活動を奨励するため、文化やスポーツの分野で功績のあった個人や団体へ文化振興奨励金を交付している。

１０．文化施設の管理運営

市民文化会館、カルチャープラザ、ギャラリー、上方落語資料展示館（落語みゅーじあむ）といった市の施設を指定管理し、市民の文化活動を支援している。

【市民文化会館】

＜指定管理者＞

一般財団法人　いけだ市民文化振興財団

＜使用料＞

種　別	定　員	面積(㎡)	区分	時間区分（単位：円）			
				昼	夜	時間区分別	全　日
				午前9時 ～午後5時	午後1時 ～午後10時	午前9時～正午 午後1時～午後5時 午後6時～午後10時	午前9時 ～午後10時
大ホール	固定席1,066席 車椅子スペース6席	1,198.88	平　日	61,100	86,500	50,900	101,800
			土・日・休日	86,500	122,200	71,200	142,500
小ホール	固定席　243席 車椅子スペース2席	393.14	平　日	25,400	30,500	16,200	34,600
			土・日・休日	28,500	37,600	20,300	42,700
コンベンションルーム	テーブル席156席 （椅子席のみ300席）	230.00	平　日	17,300	23,400	13,200	28,500
			土・日・休日	22,400	30,500	16,200	35,600
イベントスペース	椅子席 230席	304.14	平　日	21,300	27,500	15,200	32,500
			土・日・休日	29,500	37,600	20,300	45,800

種　別	定　員	面積(㎡)	区　分	時間区分（単位：円）			
				午　前	午　後	夜　間	全　日
				午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時	午前9時 ～午後10時
中会議室	49名	83.63	1室につき	3,000	5,000	6,100	12,200
小会議室①	12名	42.52		1,500	2,500	3,000	6,100
小会議室②	14名	40.16		1,500	2,500	3,000	6,100
和　　室	16名	52.93		2,000	3,000	3,500	7,100
スタジオA	—	16.59	1室につき	2時間1,000円			
スタジオB	—	34.10		2時間3,500円			
スタジオC	—	16.38		2時間1,500円			
スタジオD	—	15.75		2時間2,000円			
スタジオE	—	73.46		2時間4,000円			
レコーディングスタジオ	—	30.37		2時間7,100円			
録　音　室	—	14.20		1時間6,100円			

＜令和７年度施設利用件数＞

	大ホール	小ホール	ｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝ ルーム	会議室 関係	ｲﾍﾞﾝﾄ ｽﾍﾟｰｽ	スタジオ 関係	計
市外	103 件	83 件	119 件	358 件	76 件	403 件	1,142 件
市内	68 件	77 件	68 件	302 件	81 件	494 件	1,090 件
計	171 件	160 件	187 件	660 件	157 件	897 件	2,232 件

【カルチャープラザ】

＜指定管理者＞

一般財団法人　いけだ市民文化振興財団

＜使用料＞

種別＼時間区分	午前９時～午後６時	午後６時～午後９時
工芸室	１時間当たり　1,000 円	１時間当たり　1,500 円
多目的ホール	１時間当たり　3,000 円	１時間当たり　4,000 円
和室	１時間当たり　500 円	１時間当たり　800 円
研修室（Ａ・Ｂ）	１時間当たり　500 円	１時間当たり　800 円
研修室（ＡＢ）	１時間当たり　1,000 円	１時間当たり　1,600 円
会議室	１時間当たり　1,500 円	１時間当たり　2,000 円

※工芸室において陶芸用焼窯使用の場合は、１回当たり使用料 5,000 円を加算する。

＜令和７年度施設利用件数＞

時間数	人　数	有　料		無　料	
		時間数	人　数	時間数	人　数
11,389 時間	45,238 人	1,415 時間	9,180 人	9,974 時間	36,058 人

【ギャラリー】

＜指定管理者＞

一般財団法人　いけだ市民文化振興財団

＜使用料＞

水曜日～翌週月曜日までの 6 日間、50,000 円

＜令和 7 年度施設利用件数＞

26 週、入場者数 8,615 人

＜市主催事業実施状況＞

2 週、入場者数 934 人

＜指定管理者主催事業実施状況＞

20 週、入場者数 4,221 人

【上方落語資料展示館（落語みゅーじあむ)】

＜指定管理者＞

落・楽倶楽部『いけだ』

＜令和 7 年度施設利用件数＞

入館者数 (落語会含む)	1 日当たり 平均	落語会関係		
		回数	入館者数	1 回当たり
18,895 人	62 人	13 回	796 人	61 人

公 益 活 動 の 促 進

１．市民活動交流センター管理運営事業

令和４年６月１日より公益活動その他市民の多様な活動を促進し、並びに幅広い世代の市民が集い、及び交流するための施設として、共同利用施設池田会館、栄本町コミュニティセンター及び公益活動促進センターを統廃合し、設置している。

施設の管理運営は、「指定管理者制度」を導入し、ＮＰＯ法人トアエルを指定管理者に指定して、より効果的、効率的な施設の管理運営に努めるとともに、公益活動に係る情報の収集・提供、助言及び応談を行っている。

名　　称	所　　在　　地	開 設 年 月
市民活動交流センター	新町１番８号	令和４年６月

２．公益活動促進基金事業

市民から、市及び中間支援組織（市長が指定するものに限る。現在は、社会福祉法人池田市社会福祉協議会及びＮＰＯ法人トアエルの２団体）に贈られた公益活動の促進のための寄附金と同額を、市が一般財源から拠出し積み上げるマッチングギフト方式の基金を運用している。

公益活動促進基金は、公益活動を行うものへの事業助成の原資となっている。

【令和７年度末基金残額16,826,720円】

３．公益活動助成事業

公益活動の更なる活性化及び公益活動を行うものの自立を図るため、公益活動に対して助成金の交付を行っている。

【令和７年度　15団体　874,000円交付】

４．市民協働事業提案制度

市民は、市が現に実施している（今後実施し得る）事業の中で、市民協働可能なものについて、提案することができる。

【令和７年度　協働事業提案数１件】

環　境　行　政

１．環境政策

平成28年6月、環境の保全及び創造に向けての基本的事項を定めた「池田市環境基本条例」を制定した。本条例の理念にのっとり、市民が健康で文化的な生活を営むことができるように、「池田市環境基本計画」に基づき各種施策を推進している。

脱炭素社会の実現に向け、太陽光発電システムおよび家庭用燃料電池システム、蓄電システムの設置に対する補助制度を実施している。

次代を担う子どもたちに対しては、市内小学校において環境出前授業を実施するとともに、「池田市環境学習基本方針」を策定し、教育委員会と協働して継続的な環境学習推進の仕組みづくりに努めている。

また、パートナーシップ活動の拠点である3R 推進センターでは、指定管理者と連携し、市民向けの環境講座や企画展示、フードドライブ等の取り組みを実施するなど、広く循環型社会についての普及啓発を行っている。

２．環境美化

5月のごみゼロの日及び9月の環境衛生週間に合わせ、5月と9月を美しいまちづくり月間と規定し、地域における清掃活動に対する住民意識の啓発を図っている。

池田市不法簡易広告物除却活動員と共に、まちの美観、風致の維持のため不法簡易広告物の除却に努めている。

環　境　保　全

１．環境監視

大気については、大気汚染物質の常時監視を神田局で行っている。水質については、猪名川等の河川、ため池及び専用水道等の測定を行っている。騒音については、一般環境騒音や主要路線の自動車騒音、航空機騒音を測定している。

２．苦情処理

（単位：件）

	大気汚染	水質汚濁	騒　音	振　動	悪　臭	土　壌	そ の 他	計
受　付	5	4	13	1	2	0	1	26
処　理	5	4	13	1	2	0	1	26
繰　越	0	0	0	0	0	0	0	0

ごみ減量・リサイクル

循環型社会への取り組みとして、新聞や雑誌などの資源物の集団回収推進並びに各家庭への生ごみ処理機器の普及促進に取り組むなど、ごみの減量とリサイクルの促進に努めている。

また、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）や容器包装リサイクル法に基づきリサイクルの促進にも努めている。

１．再生資源集団回収

（１）実施団体数　…　104 団体

（２）回収状況

（単位：t）

年度	新聞	雑誌	ダンボール	古布	空カン	紙パック	計
R3	560	255	237	53	22	0	1,127
R4	545	245	236	53	23	2	1,104
R5	488	228	221	48	21	2	1,008
R6	419	212	208	44	21	2	906
R7	376	209	204	45	19	2	855
計	2,388	1,149	1,106	243	106	8	5,000

２．生ごみ処理機器購入助成

年度	助成件数（件）	助成金交付額（円）
R3	29	283,000
R4	22	217,000
R5	33	324,000
R6	34	336,000
R7	34	301,000
計	152	1,461,000

清　　掃

一般家庭から排出されるごみの収集については、現在6区分8種類の分別収集を実施している。収集形態としては、平成24年4月から「粗大ごみ・燃えないごみ」及び「紙パック・新聞・本・雑誌・ダンボール」の収集を委託し、「燃えるごみ等」の収集については全11地区のうち、計4地区をそれぞれ平成26年10月、平成28年10月、平成29年10月及び令和元年10月から委託による収集を実施してきた。令和8年1月から「紙パック・新聞・本・雑誌・ダンボール」の収集については、委託から直営での収集となり、収集業務のサービス性・効率性の向上に努めている。また、事業所から排出されるごみは、平成11年4月より一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集運搬を行っている。

ごみの減量については、平成20年度より事業系ごみの減量化対策として、月3ｔ以上のごみを排出する事業者を「多量排出事業者」とし、減量計画書の作成や廃棄物管理責任者の設置などを義務付けている。また、令和3年3月には、「第3期　池田市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、廃棄物の更なる減量に努めている。

平成18年度より実施している「家庭ごみの指定袋制」については、更なる減量目標に向け、廃棄物減量等推進審議会の答申に基づき、平成24年度より福祉加算分を除き、燃えるごみ用指定袋の無料配布を廃止した。併せて販売価格を当初より60％減額するとともに、クリーンセンターへの持込ごみ処理手数料を10㎏あたり40円から60円に改定した。

ごみの処理業務については、日量180ｔ(60ｔ炉×3基)の処理能力を有するクリーンセンター（昭和58年9月完成）で多様化するごみ質に対応している。

焼却処理施設については、平成11年度から平成12年度の2か年で、ダイオキシン類削減対策及び施設の基幹整備（延命化）工事を実施した。また、延命化・高性能化を図りながら、省エネルギー対策を推進する基幹改良工事を平成28年度から令和元年度までの4か年事業として実施し、安定した処理業務に加え環境保全にも力を注いでいる。

粗大ごみは、30ｔ／5Hの粗大ごみ破砕処理能力（破砕機）を有する粗大ごみ・不燃物処理施設（平成元年完成）で処理し、再資源化に努めている。

１．ごみ収集・処理

（１）収集方法

市内のごみ収集は、全市を２地区に区分し、分別収集を実施している。

①	燃えるごみの収集	週２回
②	空き缶・空きびんの収集	月２回
③	粗大ごみと燃えないごみの収集	月１回
④	紙パック・新聞・本・雑誌・段ボールの収集	月１回
⑤	ペットボトルの収集	月２回
⑥	トレイ類の収集	月２回

（２）手数料

収集・運搬・処分料	120 円	10kg または 0.04m^3 につき
処理施設へ搬入するとき	60 円	

（３）ごみ収集処理実績（令和７年度）

①	収集人口	102,894	人（令和８年３月末現在）
②	収集世帯数	51,295	世帯（令和８年３月末現在）
③	年間収集量	17,254	t
④	年間持込量	9,555	t
⑤	年間焼却量	24,099	t
⑥	資源物処理量	2,575	t

（４）ごみ収集車両の保有状況（令和８年３月末現在）

車　種	台　数
機械車	17 台
ダンプ	2 台
小型ダンプ	4 台
軽ダンプ	2 台
計	25 台

２．し尿収集・浄化槽清掃

（１）し尿収集車両の保有状況（令和８年３月末現在）

バキューム車　３台

（２）し尿収集・浄化槽清掃状況

し尿収集件数		浄化槽清掃件数
定　期（8 年 3 月末現在）	36 箇所	（年間）62 件
臨　時（年間）	362 件	
公　共（8 年 3 月末現在）	4 箇所	

（３）手　数　料

①　し尿処理手数料

ア．定額制

便槽１箇所につき毎月定期収集する一般家庭について、世帯人員４人までは１世帯につき月額 500 円、４人以上は１人増すごとに 100 円加算

イ．従量制

一般家庭の簡易水洗、事務所、事業所、その他これに準ずるものは、60 ﾘｯﾄﾙにつき 240 円

ウ．臨時

工事現場等の仮設便槽の臨時的な収集については、１便槽１回につき 5,000 円

②　浄化槽清掃手数料

ア．浄化槽清掃手数料

浄化槽容積 1.5m^{3}までは 8,000 円、1.5m^{3}を超えるものは 0.5m^{3}までごとに 2,000 円加算

（但し、浄化槽汚泥処理手数料及び保守点検料を含む。）

イ．保守点検料

浄化槽容積 10m^{3}までは１回につき 1,000 円、10m^{3}以上のものは１回につき 2,000 円